

令和5年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務 プロポーザル企画提案に係る説明書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和5年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務

(2) 委託業務の目的

近年の平均気温の上昇による熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響は全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。積雪寒冷の地である本道においても2019年、佐呂間町で最高気温が39.5度に達し、北海道の観測史上初めてとなる39度台が観測されている。また、2021年7月は月平均気温の平年差が高い方から第1位となり、年間を通した熱中症救急搬送者数は2,000人近くに上った。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このようなリスクは更に高まることが予測されている。こうした気候変動の影響に対処し、すでに起こりつつある、または起こりうる影響による被害を回避・軽減するためには地域の状況に応じたリスク評価を行い、きめ細やかに把握することが重要となる。

また、道が令和4年度、環境省からの委託により実施した「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」では、道民が日々の活動の中で感じる変化として暑熱に関する意見が多く挙げられるなど、暑熱影響についての関心の高さがうかがえる結果となった。

そこで本業務は、地域によって様々な特性を持つ道内の気候変動影響の将来変化を熱中症リスクという視点で予測するとともに、これまでの熱中症救急搬送状況などから本道における暑熱影響対策の推進に資する科学的知見を創出することを目的として、熱中症リスク・搬送者数の予測に有用な暑熱に関する情報収集及び将来予測計算を適切に実施するための手順書（以下、「将来予測手順書」という。）の作成を行うものである。

(3) 委託業務の内容

次の内容とする。なお、業務にあたっては道と打ち合わせを行いながら進め、打ち合わせの議事録を受託者において作成し、打ち合わせ後5日以内を目途に道に提出すること。

ア 本道における熱中症リスク・搬送者数の将来予測に必要な情報の収集

将来予測を行うために必要となる情報を整理し選定すること。なお、受託者において有していない情報については必要に応じて収集すること。（想定される項目を以下に例示する。）

- (ア) 熱中症リスク・搬送者数の予測に有用な暑熱に関する観測データ及び予測に関する知見（気温や暑さ指数など）
- (イ) 道内の熱中症救急搬送状況（搬送者数、年齢、傷病程度、発生場所等）
- (ウ) 道内市町村における人口及び年齢構成の将来推計
- (エ) その他、都市化率や土地利用状況に関する情報、他地域における先行事例など将来予測計算に必要な情報

イ 収集した情報の分析及び計算方法の組立て

アで収集した情報を踏まえ、将来予測を実施するための計算方法を検討し組み立てること。組立てにあたっては搬送日における気象状況や搬送者の年齢、傷病程度、発生場所等を分析し、道内における熱中症搬送者の特性を反映できるものとなるよう検討すること。

また、検討結果を踏まえた試算を行い、予測の精度・信頼性などの観点からみた課題点の整理を行うこと。

ウ 将来予測手順書の作成

ア・イを踏まえ、熱中症リスク・搬送者数の将来予測計算を行うための手順書を作成すること。主な予測条件は以下のとおりとする。

(ア) 将来予測シナリオ

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書における「SSP1-2.6」及び「SSP2-4.5」とする。ただし、より適当なシナリオの提案があった場合はこの限りではない。

(イ) 予測対象年代及び算出期間

2030年及び2050年を想定して予測するものとする。その他に予測を行うべき年代及び算出期間

の設定方法は受託者の提案によるものとするが、道内基礎自治体における適応策検討に資する情報となるよう考慮して設定すること。また、予測精度にも留意すること。

(ウ) 地域区分の方法

受託者の提案によるものとするが、環境省・気象庁が提供する熱中症警戒アラートにおける8区分(宗谷/上川・留萌/石狩・空知・後志/網走・北見・紋別/釧路・根室/十勝/胆振・日高/渡島・檜山)を最低単位とし、道内基礎自治体における適応策検討に資する情報となるよう考慮して設定すること。また、予測精度にも留意すること。

(エ) 熱中症リスク

最高気温や暑さ指数など、熱中症のリスク指標として適当なものを検討し選定すること。

(オ) 熱中症搬送者数

実人数だけでなく、単位人口あたりの搬送者数(1万人あたりなど)の推計方法についても検討すること。なお、人口単位は設定した地域区分(その地域における人口)を勘案して設定すること。

エ 収集すべき情報及び将来予測手順書の作成に係る科学的妥当性の確認

(ア) 有識者へのヒアリング

熱中症や気候変動に関する分野の有識者各1名程度からヒアリングを行い、収集する情報や分析・計算方法、将来予測手順書作成の考え方等について科学的見地から妥当性の確認を行うこと。

(イ) 検討会議

道が開催する検討会議(オンライン 2回程度)における資料作成支援及び説明補助を行うこと。

オ 報告書の作成

アからエまでの実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

(4) 業務処理にあたっての留意事項

ア 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。

イ 企画に基づく事業の実施を行うこと。但し、業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

ウ 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。

エ 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

(5) 成果品

業務を完了したときは、成果品として、実施結果等を取りまとめた報告書を提出すること。

ア 報告書は、電子媒体(CD-R等)1部及び紙媒体(A4版)2部を提出すること。

イ すべてのデータは再編集可能な形態で提出すること。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

(7) 予算額上限

3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 参加資格、企画内容及び評価基準

(1) 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。また、単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2

第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

キ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(2) 企画提案項目

「企画提案書（例）」により提出すること。なお、記載すべき事項が網羅された独自の様式による提出も認める。

(3) 評価基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

ア 事業者の適格性

(ア) 業務を実施するにあたり、気候変動及び熱中症リスクに関する知見など、必要な専門知識や技術を有しているか。

(イ) 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

(ウ) 業務処理スケジュールが適切であるか。

(エ) 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(オ) 環境に配慮した取組実績（環境エネルギーマネジメントシステム（EMS）、環境表彰、温室効果ガス（GHG）削減、廃棄物のリサイクル、ゼロカーボンチャレンジャー登録）

イ 企画提案内容の適合性

(ア) 本事業の趣旨や目的、仕様書の内容と合致しているか。

(イ) 情報の整理・選定及び収集方法は適切か。

(ウ) 分析や計算に係る検討方法は適切か。

(エ) 予測条件を適切に設定し、事業目的に沿った手順書の作成案が提示されているか。

(オ) 道内基礎自治体での利用を考慮し、行政職員等における使いやすさに配慮した情報となるよう、アウトプットのイメージに創意工夫が見られるか。

(カ) 科学的妥当性の検証（選定する有識者及びその選定理由を含む）は適切か。

(キ) 業務への取組姿勢（委託者との打ち合わせ頻度等）。

3 受託者の選定

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、2（3）の評価基準に基づき審査を行い、最良の企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定し、随意契約の相手方の候補とする。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。

4 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加者から事前に「資格審査申請書」を徴取のうえ資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有するものに対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1) 担当部課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動適応係

電話番号 011-204-5189（直通） F A X 011-232-4970

E-mail kikou.tekiou@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 企画提案説明書の交付に関する事項

ア 交付期間

令和5年(2023年)4月26日(水)から同5月9日(火)まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所

上記(1)に同じ

ウ 交付方法

直接交付又は北海道公式ホームページからのダウンロードによる

<北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課ホームページ>

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023_ccsurvey.html

(3) 資格審査申請書(様式1及び様式2)の提出

ア 提出部数

1部

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出期限

令和5年(2023年)5月9日(火)午後5時まで(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)による

(持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(4) 企画提案書の提出

ア 提出部数

7部(法人名等は1部のみに記載し、残り6部については、文中にも一切記載しないこと。)

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出期限

令和5年(2023年)5月23日(火)午後5時まで(必着)

エ 提出方法

上記(3)のエに同じ

オ その他

期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。企画提案者が6者以上の場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行った上、5者を選定し、その結果を通知する。

(5) ヒアリングの実施

審査会において、企画提案についてのヒアリングを行うが、日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

(6) 質疑等

企画提案書等の記載に当たって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、審査内容に関する質問については回答しない。

ア 質問への対応方法

電子メールでのみ質問を受け付ける

イ 提出場所

上記(1)に同じ

なお、回答は、北海道公式ホームページに掲載する。

〈北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課ホームページ〉
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/proposal2023_ccsurvey.html

ウ 質問の受付期限

令和5年(2023年)5月10日(水)午後5時まで(必着)

エ 質問様式等

様式は自由とするが、件名を「令和5年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務に係る質問」とし、本文中に事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを必ず記載すること。電子メールの送信後は、上記(1)の担当部課へ電話により連絡すること。

5 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。

(4) 支払条件

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前金払の請求をすることができる。概算払は行わない。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権等の取り扱いについて

委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、道に移転するものとする。

6 特定された事業者と契約の締結を行わない場合

特定事業者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該事業者とは契約の締結を行わない。

7 その他

(1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 道が指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(4) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(7) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。

(8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

(9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。

(10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

(11) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会での審議の上、失格になることがある。

